

大学設置認可申請入門

学校法人東北学院法人事務局庶務部庶務課
長山 琢磨 (t-nagayama@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)

※本セミナーの内容は個人の見解であり所属機関の見解ではありません

今日言いたいこと

- 「New Normalの大学教育」は設置認可にも及んでいる。
 - オンライン申請の導入、事務手続の変化。紙媒体の「事務処理」からデータマネジメントへの移行。
 - 求められる職員の能力も変化？
- 反面、設置認可に関する重要な知見は以前から変わっていない?
 - 古い資料を手がかりに現在を俯瞰する。
 - 設置認可に関わる大学職員は、50年以上前から「プロデューサー」としての役割を期待されていた。
- 大学設置認可申請の業務は「総合格闘技」である?
 - 大学設置認可制度は「大学設置基準」を実装する業務である。
 - 立ち技、寝技、関節技、色々な「技」を駆使して立ち向かう。
 - 事務職員としての基本を身に付け、「強み」を生かした「総合力」を身につけられる。

アウトライン

1. 大学設置認可制度とは何か
 - 法令の構造、質保証システム、大学設置基準
2. 設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法
 - 「大学教育デザイン鳥瞰図」の紹介
 - 情報収集方法
 - 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」の読み方
3. 具体的な事務手続で留意した方が良い点
 - 工程表（ガントチャート）の作成
 - 事務相談
 - 申請書類作成の留意点
4. おわりに

講師の略歴

長山 琢磨 (ながやま たくま)

- ・職務経歴の概略は以下のとおり

所属機関	所属部署	担当業務	備考
(学)嘉悦学園	法人事務局企画室	企画業務	2005~2006年度
	嘉悦大学生総合サービスセンター	学生支援業務	2007年度
	嘉悦大学学長室	学長秘書・企画業務	2008~2011年度
	嘉悦大学教務センター	学生支援業務	2012年度~2015年度
	嘉悦大学IR推進室	調査・分析業務	2014年度~ ※教務センター兼務
	(学)東北学院	法人事務局庶務部庶務課	庶務業務、幼児教育、中等教育部門の補助金申請、行政手続、設置認可申請業務など 2016年度~現在に至る

- ・その他の経歴は[リサーチマップ](#)に掲載しています。

これまで経験した設置認可申請等

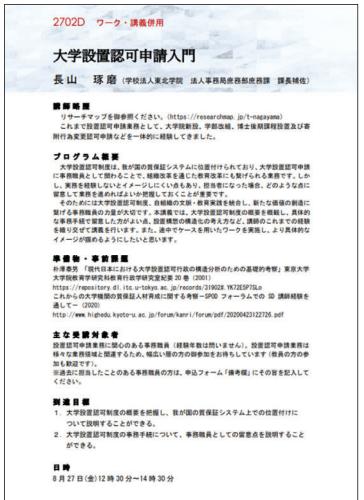
所属機関	対象学校種	開設年度	内容	備考
(学)嘉悦学園	中学校・高等学校	2006年	中学校・高等学校の共学化に伴う名称変更、収容定員変更認可申請、登記事項変更登記完了届	東京都生活文化局
	大学（大学院）	2010年	大学院修士課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学（大学院）	2012年	博士後期課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学（学部・学科）	2012年	既設学科の改組及び短期大学の学生募集停止を組み合わせた学部新設に伴う文部科学省への学部設置届出	文科省大学設置室
(学)東北学院	大学（学部・学科）	2016年	文学部教育学科の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学（学部・学科）	2016年	同学科設置に伴う寄附行為変更認可申請	文科省私学行政課
その他	-	2018年 2019年	役員変更届、役員変更登記、登記事項変更登記完了届、資産総額変更届	文科省私学部参事官付総括係 宮城県総務部私学・公益法人課
			寄附行為変更認可申請（設置を伴わないもの）	文科省私学部私学行政課

©TAKUMA Nagayama

プログラムの到達目標

シラバスから抜粋

1. 大学設置認可制度の概要を把握し、我が国の質保証システム上での位置付けについて説明することができる。
 2. 設置認可制度の事務手続について、事務職員としての留意点を説明することができる。



©TAKUMA Nakayama

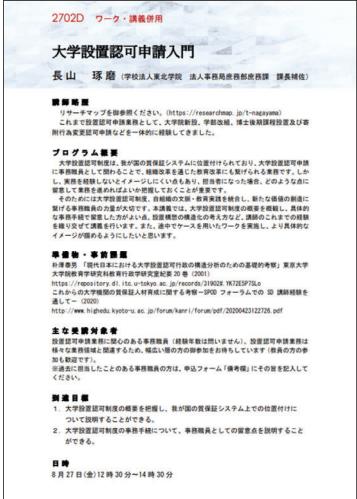
プログラムの概要

シラバスから抜粋

- 大学設置認可制度は、我が国の質保証システムに位置付けられており、大学設置認可申請に事務職員として関わることで、組織改革を通じた教育改革にも繋げることができる業務です。しかし、**実務を経験しないとイメージがしにくい点**もあり、担当者になった場合、どのような点に留意して業務を進めればよいか把握しておくことが重要です。

- そのためには大学設置認可制度、自組織の文脈・教育実践を統合し、新たな価値の創造に繋げる担当職員の力量が大切です。本講義では、大学設置認可制度の概要を概観し、**具体的な事務手続で留意した方がよい点**、設置構想の構造化の考え方など、講師のこれまでの経験を織り交ぜて講義を行います。

- また、途中でケースを用いたワークを実施することで、より具体的なイメージが掴めるようにしたいと思います。



©TAKUMA Nagayama

5

ワーク1（大学設置認可制度と質保証システムの前提テスト）

まず簡単に理解度チェック

- 大学設置認可制度
 - 質保証システム
 - これらの基本的理解度がどの程度か、クイズを実施します。以下のURL又はQRコードから回答してください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSzfoncX_PrV01vXIOg7fI4OywqY3Khi9Fsodg1G7Tc3rm3dw/viewform



©TAKUMA Nagayama

7

1.大学設置認可制度とは何か（5）

業務の連続性

■ 設置認可制度は体系化・規準化されている

- 過去から現在まで制度が連続しているので、過去の業務も参考にできる。過去の設置認可業務の記録にも目を通しておくことで、的確な業務が行える。

- 業務の連続性を考慮し、次世代職員の育成という視点も大切。

■ 必ず参照しなければならない資料

- 過去の設置認可申請書類

□ 例えは改組での新学科設置の場合、設置時の情報が無ければ手続できない。（業務の可視化が極めて重要）

- 每年の設置事務担当者説明会資料

□ 変更事項は必ず確認しておくこと（細部が変わる）

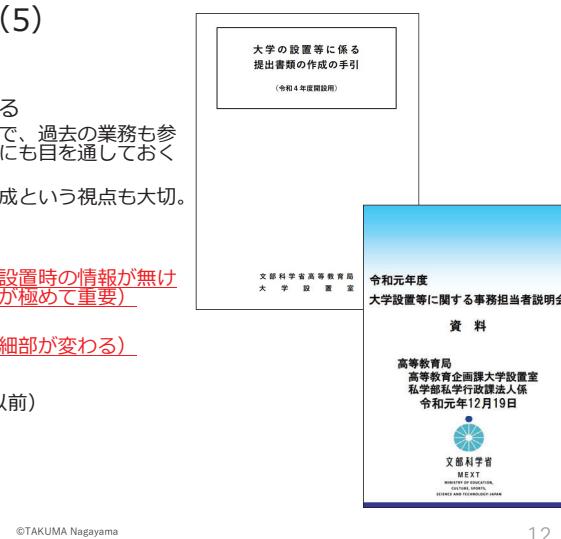
■ 時間があるとき参照すべき資料

- 過去の「大学設置審査要覧」（2003年以前）

□ 大学設置審査内規

□ 大学設置審査内規に関する申合せ

□ 大学院設置審査基準要項



©TAKUMA Nagayama

12

1.大学設置認可制度とは何か（7）



設置業務の汎用性

■ 質保証の視点

- 設置認可申請を行うあたっては、質保証システム全体を見渡し、内部質保証に接続するように設置計画を作成しておくことが必要。

■ ジェネラリスト育成の視点

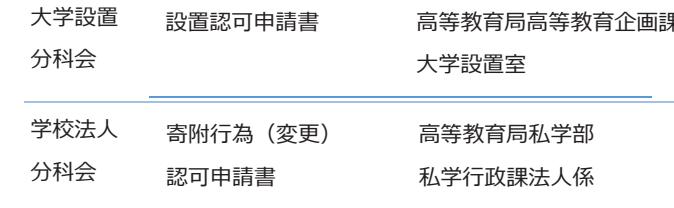
- 設置認可申請の担当者は、大学にまつわる全般的な知識（大学設置基準、教学マネジメント、学位制度、入試など）を身に付け、業務の経験を積むことで、大学職員として成長が期待できる。
- 一連の事務手続きを通して、事務処理能力の向上も期待できる。

©TAKUMA Nagayama

14

1.大学設置認可制度とは何か（6）

設置認可申請の構造（私学のケース）



■ 認可申請の場合

- 両方への認可申請書提出が必要。

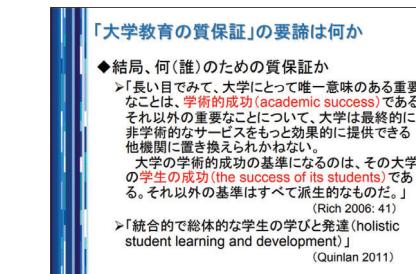
■ 届出の場合

- 設置届出書を大学設置室に提出。
- 受理後、私学行政課に寄附行為変更届出書を提出。

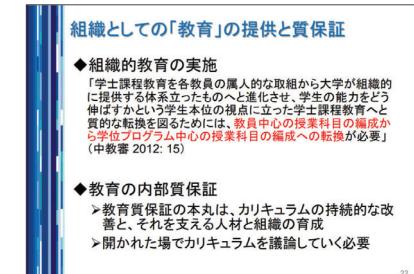
©TAKUMA Nagayama

13

1.大学設置認可制度とは何か（8）



出典：杉本弘教授（東北大學 高度教養教育・学生支援機構）「大学教育の質保証－誰が何をどう保証するのか」
第22回大学教育研究フォーラム@京都大学吉田キャンパス, 2016/3/17



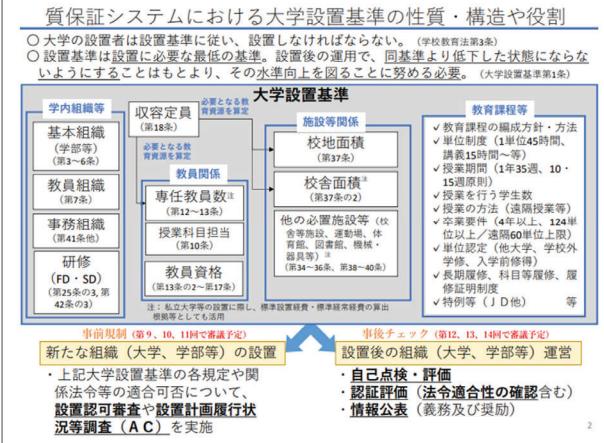
質保証の目的は何か？

- 学術的成功 = 学生の成功（言い換えれば「学生の成長」）
- 学術的成功のための組織的教育。教育の内部質保証によってカリキュラムを持続的に改善。
- 設置認可申請業務を通じて、「質保証を支える人材」として職員が関わる領域。

©TAKUMA Nagayama

15

1.大学設置認可制度とは何か (9)



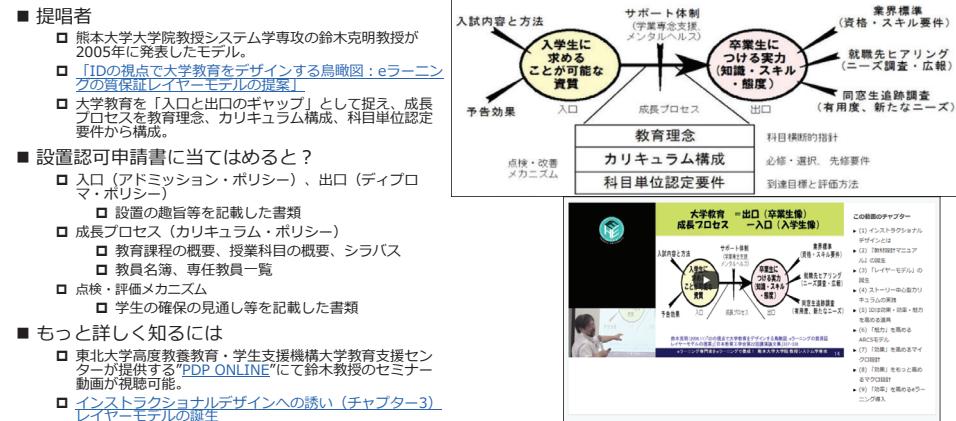
出典：質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について、質保証システム部会(第9回)会議資料 (2021/07/07)

©TAKUMA Nagayama

16

2.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (1)

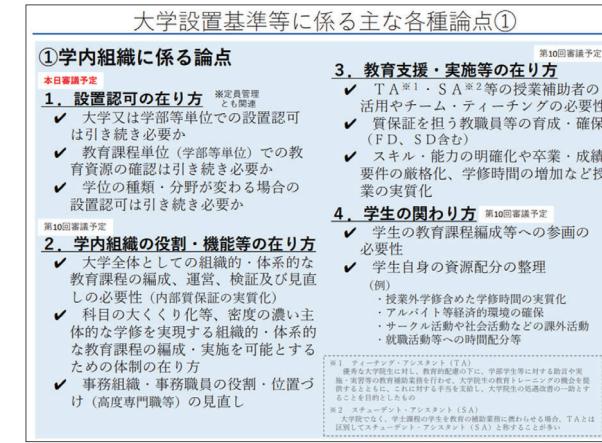
大学教育デザイン鳥瞰図



©TAKUMA Nagayama

18

1.大学設置認可制度とは何か (10)



出典：質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について、質保証システム部会(第9回)会議資料 (2021/07/07)

©TAKUMA Nagayama

17

2.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (2)

情報収集方法

■メディア媒体

- リクルート進学総研・カレッジマジメント「注目の新増設」
- 旺文社教育情報センター「新設予定学部・学科一覧」

注目の領域・新増設

新設大学
新設大学と次世代教育のパリューチーンを組み、地域に根差してグローバルに育成する人材を育てる
新設学部
新設学部一覧

質問本文情報

平成22年1月26日提出
質問本文(PDF)へ 質問本文(HTML)へ 質問本文(WORD)へ
質問本文(WORD)へ

大学の設置認可における教員審査に関する質問主意書
提出者 木下 勝

大学の設置認可における教員審査に関する質問主意書
提出者 木下 勝

私学のつど会議を充実るために大学（大学院、専門大学院を含む。以下同じ）の教員審査は公正正直で、透明に行われるべきである。特にその設置認可を受ける大学（学部、専門大学院を含む）の教員は、その設置認可を受ける専任教員についての教員審査は透明に行われるべきである。

しかし、認可を受けた大学では、実際に設置認可時に申請した専任教員を認定せざりたり、年次認定成績を得てこなれない場合は、設置認可審査が形骸化しかねず、私学のつど会議が阻害されない。そこで、以下の質問

■行政関係

- 官報
- 政策情報ポータル
- 閣議
- 質問主意書、答弁書（衆議院、参議院）

■その他

- フォーマル、インフォーマルの人間関係
- 大学行政管理学会等のネットワーク

©TAKUMA Nagayama

19

2.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法（3）

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係（学内組織①）	
大学設置基準	
基本組織	
<p>(学部)</p> <p>第三条 学部は、専攻による教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究に適切な規模を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。</p> <p>(学部以外の基本組織)</p> <p>第六条 学校教育法第85条たゞし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため利益がかつてあると認められるものであつて、次の各項に掲げる要件を備えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育研究上適當な規模を有すること。 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 <p>教員組織</p> <p>(教員組織)</p> <p>第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規格並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教育組織を編制するものとする。</p>	
<p>設置認可審査</p> <p>■ 基本計画書等で確認（以下、参考イメージ）</p> <p>The chart illustrates the basic organizational structure. At the top is the University, followed by Faculty (学部), Department (科), and Section (系). The Faculty is divided into three main sections: Faculty of Science (理学部), Faculty of Education (教育学部), and Faculty of Letters (文学部). Each faculty has its own specific structure, such as the Faculty of Education having Departments of Early Childhood Education, Primary Education, Secondary Education, and Special Education.</p>	

出典：質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について、質保証システム部会(第9回)会議資料 (2021/07/07)

©TAKUMA Nagayama

20

情報収集方法

- 2021年、設置認可担当者が最も見るべき情報は何か？
 - 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
 - 2021年7月7日開催の第9回会議の以下は必読
 - 【資料4-1】質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について
 - 【資料4-2】大学設置基準等に係る個別論点について（設置認可、専任教員）



©TAKUMA Nagaya

2. 設置計画の作成考え方、政策動向についての情報収集方法（4）

「設置の手引の読み方（オープンアクセス）」

■ 作成経緯

- 設置業務に携わる人向けの教材として作成。
 - Googleドキュメントで作成し、誰でも使えるようにオーブンアクセス化。
 - 最新情報を更新し続けて「使える資料」化します。

□最新情報を更新し続けて「使える資料」化します。



概要：以下の項目について、[設置手引（令和4年度開設用）](#)のページ数で説明
作成者：J-QA研究会（作成代表者：長山琢磨）
作成日：2021/06/01（2021/07/09更新）

- 1. 前提となる資料**
 - 公益社団法人共済会（専門医学会も含まれます）
 - 申請書類の提出成績の記載、記入式例など
 - 「学習段階」に関する資料（当該明記欄）
 - 特別会員の学習認定書等の提出の際は、東京23区内における大学の学部専攻の認定の取扱い等
 - 公益法人の登記簿
 - 公益法人法人の設立等の認可申請について
 - 私立大学のみ
 - 学校法人の商習慣への取り組みと商習慣で変更の認可申請書類の作成等に関する説明（令和3年1月改訂版）
 - 学校法人の選出・申請手順
 - 2. 共通留意事項**
 - 大変認定可認制則はほぼ毎年制度変更があるため、「前提となる資料」は必ず最新版を参照すること！
 - 3. 主な認可・届出基準等一覧**（P357～359）
 - 行うとしている手続が届け届けを確認します。
 - 私立大学の学部専攻の認定を認認である場合、「審査行為に変更認可申請」

21

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（1）

設置認可申請を行う前提条件

- 「平均入学定員超過率」
 - 算出方法
 - 平均入学定員超過率は、当該学部等の各年度の入学定員超過率を足した数を、修業年限で割った数を記入（小数点以下第2位（第3位切捨て））
 - 「学部等」とは学部単位なので、学科単体で基準を上回っていても、学部全体で基準の範囲内であれば申請は行える。
 - 計算例：○○学部の場合
 - $(1.02 + 1.02 + 1.02 + 1.07) \div 4 = 1.03$
 - 大学の規模に応じて、申請時の要件が異なるので、これから設置を考えている場合には現状把握を必ず行うこと
 - この条件をクリアできず、申請を1年後ろ倒ししたケースもある。
 - 申請有無に關係なく、経年で把握しておくべき。

3 入学定員超過の取扱い						
開設年度	区分	大 学			短期大学	高等専門学校
		平均入学定員未満		4000人未満		
H29年度	大学 新規 (既存定員)	4000人以上		4000人未満		
H30年度	大学 既存定員 超過率	300人以上 未満	100人以上 300人未満	100人未満		
H31年度 以降	大学 既存定員 超過率	1.25倍 未満	1.30倍 未満	1.30倍 未満	1.30倍 未満	1.30倍 未満
H31年度 以降	大学 既存定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
H31年度 以降	大学 既存定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

©TAKUMA Nakamura

22

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（2

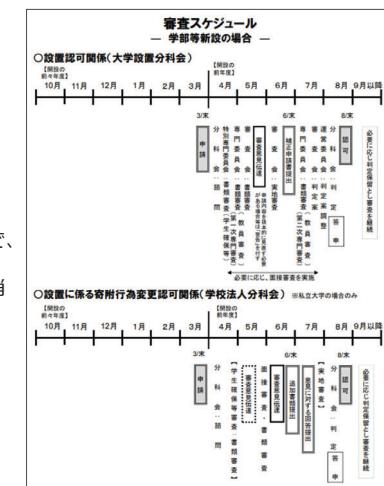
工程表を組む（ガントチャート）

- 設置の手引の「一般的な審査スケジュール」から逆算して工程表を作成する。

□後ほど、発表者が作成した一例を提示します。

項目の立て方

- 手続方法（認可申請・届出・寄附行為変更）、各大学によって必要書類が異なる。
 - 設置者側が適切に申請書類を作成することが基本なので、必要書類の洗い出しを誤りなく行うことが必要。
 - 申請書類の項目を洗い出した段階で、書類作成に係る消耗品等を準備（**申請時に大変で重要な作業**）



23

工程表（ガントチャート）の作成例

24

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（3）【コロナ前】

設置認可申請書

■ 認可申請

- 正本1部
 - 抜刷35部
 - 調書15部

■届出

- 正本1部
 括刷3部

■ コロナ以前の特徴

- 印刷して設置手引指定のファイリング方法で提出
 - 「古典的な事務作業」の正確性が重要

©TAKUMA Nagayam

25

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（4）

設置認可申請書

■ 提出部数

- 正本1部のみ提出。
 - 全て電子申請に移行。

■コロナ以後の特徴

- #### □ 紙媒体の整合性

- New Normalに対応した使いやすい電子的データの作成（しおり等の活用）

- ④「該書籍は二つの表のうち前者を贈ること」とこと、
（イ）「一冊提出が必須」、「△」は後者より又は全部の提出が必須、空欄一律提出不要
- 150、「該書籍の目録」について、手書きの種類によって、「通説教育開設の範囲」、「学則変更の範囲」と読み替えることとする。
1-27の書籍以外で、説明する範囲を記す付けることも可能。
- 上記の「資料の呼称」は、既存品名等が必ず記載されているので、必要書類については前ページの番号及び著者名を複数すること。
上記の「既存品」は、個人蔵書や図書館蔵書等、専任蔵者のもの。
- 各部会の規定による。

©TAKUMA Nagayama

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（5）【コロナ前】

寄附行為變更（1）

■ 提出部数

- 3月末書類
 - 正本1部
 - 6月末書類
 - 正本1部
 - 総括表10部

©TAKUMA Nagayam

27

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（6）【コロナ前】

寄附行為變更 (2)

- その他の資料
 - 審査参考資料11部
 - 理事会・評議員会の議事録及び配付資料
(写) 1部

※申請前年度1月から認可申請時点まで

※委任状意思表示がある場合は併せて添付が必要。



©TAKUMA Nagayama

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（8）

工程表（ガントチャート）を作る時のポイント

- 申請書類全体を網羅すること
 - どの申請書類が該当するのか、関係書式を見てチェック
 - 例1「2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況」「2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況」
 - 進捗状況を含めること
 - 複数の担当者で状況確認できるようにしておくことが重要。
 - 担当者の分担、工程管理者が適切に設定されているか。
 - 書類間の相互関連性を見られるようにすること
 - 例2「教員名簿（教員の氏名等）」と「専任教員の年齢構成・学位保有状況」
 - 各教員の保有学位が書類間で整合しているか？
 - 学位の表記は適切に行われているか？
 - 例3「基本計画書」と「設置の趣旨等を記載した書類」
 - 校地校舎面積が整合しているか？
 - 専任教員数が整合しているか？

©TAKUMA Nagayama

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（7）【コロナ後】

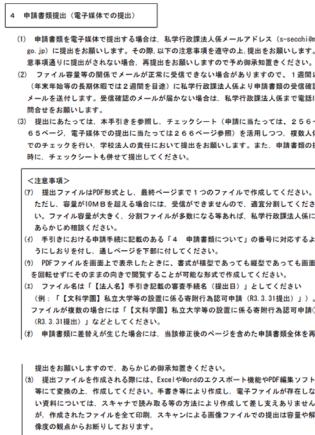
寄附行為變更

■電子媒体での提出が可能に

- 申請書類については、PDF提出が可能となった。
 - 提出時のチェックシートと併せて、電子申請用のチェックシートの提出が必要。

■ 未確認事項

- 認可申請後に追加的に提出を求められる資料類については取扱いが確認できていない。
 - 審査参考資料
 - 理事会・評議員会の議事録及び配付資料（写）1部



©TAKUMA Nagaya

工程表（ガントチャート）を作る時のポイント 事務相談の予約方法

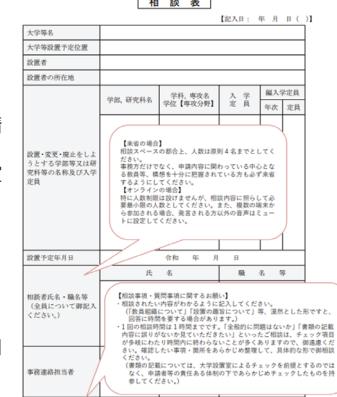
事務相談の予約方法

■ Web相談

- 文科省HP「[Web相談の受付](#)」に相談可能日、予約方法等が公示されている。
 - 項目別に「優先相談期間」が設けられているので、そうした情報も活用すると良い。
 - 文科省に訪問しての事務相談は「大学等の設置認可及び収容人員変更に係る学則変更の認可の案件のみ」なので注意。

相談時間は1時間

- 相談時間は限られているので、予め質問して解決したいポイントをクリアしておくことが重要。
 - 他大学の設置事務担当者間での意見交換なども有効。
 - 担当官によって解説が変わることもあるので、申請者側の質問内容を事前に固めておくことが極めて重要。
 - 「相談したから安心」ではない。



©TAKUMA Nagaya

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（14）

【寄附行為（変更）認可申請書編（審査参考資料の作成）】

■手引には記載が無いが、対応が必要な事項

- ① 3月末に認可申請書を提出した後、「審査参考資料」の作成を求められる。
 - 「審査参考資料」は決算確定段階（6月）で差し替えが必要になる。
 - 具体的な書式等は公表されておらず、申請を行った設置者に対し、私学行政課からメールにて様式が提供される。
 - 私学部参官付統括係に毎年提出する「学校法人実態調査」の様式に類似。
- ② 理事会・評議員会の議事録及び配付資料（写）
 - 開設前々年度の1月から申請時点までの直近。
 - 約2年分の理事会・評議員会資料なので、膨大な量になる（分冊可だが）
- ③ 提出期限：4月下旬
 - 以上の資料を短期間で準備する必要があり、非常にタイトなスケジュール。
 - 予め作業工程に盛り込んでおいた方が望ましい。

©TAKUMA Nagayama

36

ワーク2（大学設置認可制度クイズ）

本セミナーで学習した内容の理解度チェック

■ここまで学習内容について、達成状況がどの程度かを小テストで確認します。以下のURL又はQRコードから回答してください。

□<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSciTti30EVZS6opkIGM7aaxi7FU5Mr4Gbfl0K2OWeVmGuOwBw/viewform>



©TAKUMA Nagayama

38

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（15）

【教員とのやり取り編】

■「設置の趣旨等を記載した書類」の作成を一例に

- 設置の趣旨では「新設学科等でどのような教育を行うのか」を記述する。よって、通常は学部長又は学科長予定者が原案を書くことが多い。
- ただし、記載にあたって参照を求める資料（中教審答申を踏まえて書くなど）が多く、多忙な教学役職者の負担軽減が必要不可欠。項目別に教職協働で役割分担。
- 教員が原案を書く項目については、事務職員が支援する形態を取ると良い。
- 資料目次を作成する必要があり、Microsoft Wordの機能で目次・ページを自動生成するようにして効率化を図る。

■ポイント

- 教員には「教員にしかできないこと」を的確に依頼する。
- 全体工程、事務的確認は職員が主導して、プロデューサー的な役割を担うことがポイント。

17 設置の趣旨等を記載した書類

(成文化の留意点)

・申請文は提出の内面に記して、次ページ以降の(1)～(6)について記載してください。

・(1)～(6)に並んでいる項目を立てて記載してください。(ただし、該当のない項目については、項目名の記載は不要です。各項目に該当する場合は該当の上に印を付けてください。)

・記載のない事項については、記載していないものと判断しますので、十分注意してください。

・各項目の【】は、各項目に係る主な書体を示すものですので、それらの規定に従い、各項目に記載した内容（例：計画、方針、取扱い等）であることを目録か具体的に説明してください。

・各項目の記載内容の書体内に書体名を記入しておいてください。

・この書類の質問には、添えを付けてください。

(1) 次の成文化：大学の構造

目次	※ 左記の例は、該当のない項目があるものとして、一部の項目の記載が省略されている例です。該当のない項目がある場合は、該当の上に印を付けてください。
① 設置の趣旨及び必要性	…P1
② 学部・学科等の特色	…P1
③ 教育・研究の目的及び使命等	…P1
④ 教育課程の構成の考え方及び特色	…P1
⑤ 食生活指導の考え方及び特色	…P1
⑥ 教育組織の構成の考え方及び特色	…P1
⑦ 教育・研究等の評議會	…P1
⑧ 入学者選抜の概要	…P1
⑨ 実習・実験的評議會	…P1
⑩ 研究会	…P1
⑪ 自己点検・評価	…P1
⑫ 優遇の公表	…P1
⑬ 他の機関や団体との連携を図るための組織的な取組	…P1
⑭ 社会的・産業的立場に即する各種規範及び体制	…P1

※ 左記の例では項目番号を(1)～(6)…としておりますが、これ以外の番号・記号等で記載していただいても差し支えありません。

・各項目を説明する上で必要な回答等の資料については、原則として本文の最後にまとめて添付してください。その際、各資料をインデックス（資料1、資料2…）で整理し、資料の冒頭に資料表を付けてください（次ページにも「資料目次」とインデックスを付けてください）。また、本文中に（資料1）、（資料2）というように、本文と資料の関連が分かるような記載をしてください。

©TAKUMA Nagayama

37

4.おわりに（1）

まとめ

■大学設置は現行法の枠内で各大学が行える。ただし、設置認可制度の趣旨やコンプライアンスなどの諸条件を満たさないと、新たな学部・学科の設置はできない。18歳人口は確実に減少。変化に対して柔軟に対応できる大学が生き残る。（Adaptive University）

キーワード「準則主義」

- 設置認可、平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換。より具体的には法令上の要件を満たしていれば、主務官庁（文部科学省）は認可しなければならない。
- 適切な設置認可申請を行うためには、関係法令・設置関係業務を適切に理解し、必要に応じた業務改善が不可欠。IRデータの管理などが想定される。

質保証に事務職員として関わる

- 設置認可制度と質保証システムは一体的なもの。
- 大学側が主体的に設置認可制度を活用して、教学と管理運営を統合した戦略経営を目指すべき。そのこと自体が質保証システム全体の向上に繋がりうる。

©TAKUMA Nagayama

39

4.おわりに（2）

プロデューサーとしての事務職員

- 設置計画策定は事務職員が担い、プロデューサー兼教職協働の牽引役になる。
 - 教員を教育・研究の「専門職」として活かすため、研究者には専門性発揮に注力してもらう。
- 設置認可は教学と管理運営の両面からアプローチする。質保証システムを理解した上で担当することによって、所属機関の組織改革にも繋げることができる。
 - 日々の業務で一職員が携わらない（大学教育の質保証の根幹に関われる貴重な業務）。
 - 質保証の「質」が保証すべきは「学生の成長・学生の成功（Student Success）」。

事務職員がすべき点

- 設置認可に関する知識やスキルを蓄え、「構造化」すること。
 - 担当者が変わっても経験を伝え、事務的に問題なく対応できる組織を作ること。（職人仕事、業者に丸投げではなく）
 - 外部環境の変化に柔軟に適応できる大学になるために、事務職員として変化に適応できるよう学び続ける。
 - 職員だからこそ、大学全体の把握と経営・教育をバランスよく見ることができる。

©TAKUMA Nagayama

40

4.おわりに（4）

教員組織（「大学設置の手びき」第四節 P.10～11）

■教員の資格

- 大学の基本的な性格が、教育機関であると同時に研究機関であるということから、当然、教員の資格としては、教育者としての資質と同時に、すぐれた研究者としての能力が要求される。大学設置審議会の審査では、個々の教員候補者について、その教育歴と研究業績がくわしく検討され、申請された担当授業科目に適当であるかどうかが判断される。
- したがって、教育歴だけで研究業績のまったくない人は、たとえある大学で教授としての肩書きを持つても、審議会としては独自の立場から判定し、「教授としては不適当、講師なら可」とされることがあり、その判定を基礎として、その大学の教員組織が成立するかどうかが判断される。
- 大学設置審議会においてある年の審査で「教授として可」と判定された人は、特別の事情のない限り、いつどこの大学の教員となつても、前の判定による資格が認められるのが原則である。しかし、学問の進歩が早い今日では、十年前に教授として承認されても、その後十年間に見るべき研究業績がない場合には、新しい学問についての指導力に疑いがあり、前判定がそのままには認められないこともある。また、ある授業科目について教授として承認されても、それと異なった科目の担当者として申請されれば、その資格は改めて再審査され、その分野についての業績がなければ、不可とされるか、担当科目不適当とされることもある。

©TAKUMA Nagayama

42

4.おわりに（3）

過去の知見から学ぶ

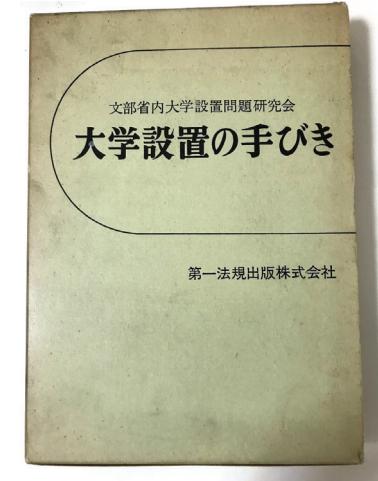
- 文部省内大学設置問題研究会（1964）大学設置の手引き,第一法規出版

- 出版の経緯（西田亀久夫（元文部省官房審議官）オーラル・ヒストリー P.136～142）

- 長年やっていて詳しいやつは少ししかいませんから、全員が担当したりすると、相手に対する行政的な指導も十分でない。
- これは一遍、専門家の知恵のある方を集めて、大学設置をするにはどういう準備をして、どれだけの条件が必要かというのを一冊の本にしようじゃないかというのが、「三十九年大学設置の手引書」。
- これは熱海の公務員の宿舎か何かに三泊ぐらいしまして、五、六人泊まりこんで、それで皆で原稿をつくりました。大学設置の手引書というのは、当時の私立学校の人に非常に喜ばれました。
- それが虎の巣になって、それを見ていけば少なくとも事務的には通るのだという。これが私のやった一つの仕事のうちに入ります。

文部省内大学設置問題研究会
大学設置の手引き
西田亀久夫（元文部省官房審議官）
オーラル・ヒストリー P.136～142

第一法規出版株式会社



©TAKUMA Nagayama

41

4.おわりに（5）

学校経営の基盤（「大学設置の手びき」第五節 P.12～13）

■事務組織の重要性

- 学校が一つの事業体であるかぎり、その経営上の問題を分担処理するための事務組織の重要性を見のがしてはならない。
- 教員組織のたいせつなことはすでに述べたが、学校経営というものを全体的にながめた場合には、別の見方もできる。もし、学校経営というものを一つのドラマにたとえれば、教員はそれぞれのすぐれた個性をもった役者であり、事務組織は、その劇の演出のためのその他一切の仕事を担当するものである。したがって、舞台の裏方に相当するかけの苦労と努力が要求され、役者の花やかさの裏に埋もれる地味な一面をもっている。ところが、もう一つの側面を見落としてはならない。役者は、自分に割り当てられた役を、定められた脚本どおりに演ずるにすぎない。どの役者になんの役を割りふるかをきめ、それらの個性と能力を見分けて、もっともすぐれた劇の製作を担当しているのは、プロデューサーとしての事務組織の責任者である。
- 理事者は、このような能力のある人を発見し、その重要な幕僚として信頼を与え、大学という複雑な組織の人事・経理・教務を統括整理する仕事を担当させるべきである。とくに、大学創設時のやっかいな事務を手ぎわよくさばくことは、設置審査を円滑に促進する上に重要な要素である。この面に人材を配置することを怠つたため、無用な停滞と混乱をひき起す例が少なくない。

©TAKUMA Nagayama

43

参考文献

- 「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」中央教育審議会大学分科会,2014/02/12
- 「中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料」中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第8回）会議資料,2021/06/15
- 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（令和4年度開設用）」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室
- 「令和元年度大学設置等に関する事務担当者説明会資料」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室,2019/11/17
- 「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引（令和3年1月改訂版）」文部科学省高等教育局私学部私学行政課,2020/12/28
- 杉本和弘（2016）大学教育の質保証－誰が何をどう保証するのか－,第22回大学教育研究フォーラム,京都大学吉田キャンパス
- 鈴木克明（2005）IDの視点で大学教育をデザインする鳥瞰図：eラーニングの質保証レイヤーモデルの提案,日本教育学会第22回講演論文集, 2006, 337-338
- 塙田邦成「学部新設に見る大学改革のマネジメント事例の研究－同志社大学と立命館大学を事例に－」大学経営政策研究第7号,2016
- 「大学の設置認可制度に関するQ & A－質の高い大学づくりのしくみ－文部科学省」,2007/09/05
- 西田亀久夫（元文部省官房審議官）オーラル・ヒストリー,平成16年度文部科学省科学研究費補助金[特別推進研究(COE)]研究成果報告書
- 文部省内大学設置問題研究会（1964）大学設置の手引き,第一法規出版